

久万高原町

第7期障がい福祉計画及び  
第3期障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月  
久万高原町

## ▲ 計画策定の背景と趣旨

久万高原町では、障がいのある人に対する保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的かつ計画的に進めるため、「久万高原町障がい者基本計画」「久万高原町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を展開してきました。

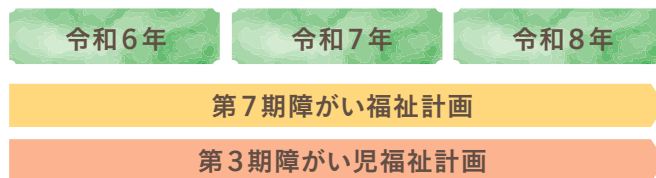
この度、「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

## ▲ 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

## ▲ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



## ▲ 計画の基本的な考え方

本計画は、「久万高原町障がい者基本計画」と整合を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように、めざすべき将来像と基本理念を定めています。

めざすべき将来像

だれもがいきいきと輝いて暮らせる  
“共生のまち” 久万高原町

基本理念

- ① この計画はみんなで進めます
- ② 支援制度・サービスの充実に努めます
- ③ 「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします



# 久万高原町の現状

## 障がいのある人はどのくらいいるの？

総人口 **7,329**人 障害者手帳所持者 **615**人  
※令和5年3月末現在



総人口の約8.4%が、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っている人です。※重複して手帳を持たれている方も含まれています。

- 全体の8割を身体障害者手帳が占めていますが、所持者数は年々減少しています。
- 18歳未満の療育手帳所持者は増加傾向にあります。
- 精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

## アンケート調査へのご協力ありがとうございました

### 障がい福祉サービスの利用について



アンケート調査の結果、障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することで、「どのようなサービスや福祉制度があるのか情報が得られやすくなること」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくすること」「障がい者就労施設の工賃が上がること」の声が多くなっています。

### 今後利用したい障がい福祉サービスについて



アンケート調査の結果、今後利用したいサービスでは、「今後も利用の予定はない」が最も多いものの、次いで「移動支援」や「居宅介護(ホームヘルプ)」、「地域定着支援」が多くなっています。

### 外出について



外出する時の移動手段では、「車(本人または家族の運転)」が6割と最も多くなっています。一方で、外出する際に、町内で困ったり不便に感じることで、「特に困ったり不便に感じることはない」に次いで、「気軽に移動できる移送手段がない」「道路、建物の段差やバス等の乗り降りが大変である」「障がい者用の駐車スペース、手すり等、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が多くなっています。

# 障がい福祉計画における成果目標について

障がい福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の基本指針に即し、本町の実情に応じて令和8年度における目標を定め、計画を推進します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### ■本町の目標設定

項目	目標
令和8年度末時点の地域生活移行者数	1人
令和8年度末時点の施設入所者の削減数	1人

### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

施設利用者数の減少については、本人や家族の状況及び支援のニーズを踏まえて無理のない取り組みを進めると同時に、地域生活への移行や継続に必要な支援の充実を図ることで、目標の達成をめざします。

また、地域移行の受け皿となるグループホームについては、障害者相談支援センター、相談支援事業所や保健センター等とも協力し、町内の障がいのある人の入所ニーズを把握し、計画的な増設・増床を進めていきます。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

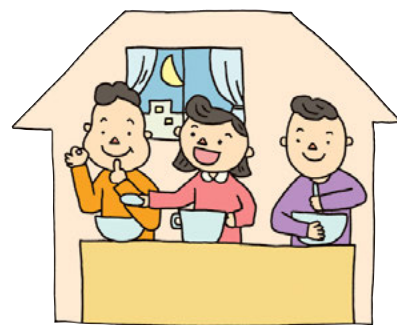
### ■本町の活動指標

#### ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	6回	6回	6回

#### ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健	3人	3人	3人
医療(精神科)	3人	3人	3人
医療(以外)	1人	1人	1人
介護	2人	2人	2人
当事者	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人
その他	4人	4人	4人



#### ③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回

### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として活用し、精神障がいのある人に対する生活支援の検討や医療・保健・福祉等関係機関の連携強化・情報共有を図ります。



### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### ■本町の目標設定

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	整備済み
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	実施・継続
強度行動障がい有者の方への支援体制の整備	令和8年度末までに整備を進めます



#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

相談支援専門員による相談支援機能の充実により、緊急時や将来への不安の相談を受ける体制は機能しているため、短期入所や通所事業所等の体験的な利用等、地域生活支援拠点等の機能充実と仕組みについて分かりやすい周知啓発を図り、親亡き後も安心して生活できる環境づくりに努めます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■本町の目標設定

項目	目標
令和8年度中の一般就労移行者数	3人
令和8年度の就労定着支援利用者数	1人



#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

今後も、可能な限り利用しやすい地域で就労移行支援等を利用できるよう、引き続き事業所の確保に取り組むとともに、近隣自治体と連携して整備に取り組めます。

また、障がいのある人の就労の場の拡充に向けて、農業を含め、町内にある作業ニーズと障がいのある人の労働力がマッチできるよう、農福連携の仕組みを活用し、農業や町内の民間事業所へ向けた障がい者雇用制度の周知・啓発を行います。また、町内事業所で働く障がい者や支援者も含めて、働く障がい者、支える支援者の魅力を発信する取り組みを行います。



## 5 相談支援体制の充実・強化等

### ■本町の目標設定

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	設置済み
主任相談支援専門員の配置	配置
協議会の設置	設置済み
地域のサービス基盤の開発・改善	実施

#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

本町においてはすでに、基幹相談支援センターを設置済みであり、基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員間の連携強化に向けた相談員の連絡会を定期開催しています。今後も、相談員間の情報交換や事例検討等を通じて相談支援の資質向上を図り、引き続き、久万高原町障害者地域総合支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図っていきます。

また、相談や支援が必要な人がより相談しやすくなるよう、分かりやすい相談窓口の案内やインターネットを活用した相談の受付等により、誰でも相談しやすい環境づくりに努めます。

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ■本町の活動指標

- ①県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	1人	1人	1人

- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有

- ③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有回数	1回	1回	1回



#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、障がい福祉サービス等に係る研修の機会や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の機会を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。

## 7 発達障がい者等に対する支援

### ■本町の活動指標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	0人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(支援者)	0人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	3人	4人	5人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

令和5年度より発達障がい児及び家族等支援事業を実施しています。先輩保護者であるペアレントメンターによる相談会を開催し、保護者への交流機会や子育て相談の機会を提供しています。また、外部機関主催によるペアレントメンター養成講座により、ペアレントメンターを養成しています。今後も身近な支援者として地域での活動を支援していきます。

本町では障害者相談支援センターと保健センターにて相談受付を行っています。教育委員会の巡回療育相談心理士等とも日常的に連携し、協力体制のもと支援の充実を図っており、今後も障がいの有無を問わず相談対応の充実を図ります。

## 🏠 障がい児福祉計画における成果目標について

### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ■本町の目標設定

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域での設置
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(保育所等訪問支援事業所の整備)	圏域での確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域での確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置・配置

#### ▶▶目標達成に向けた町の方向性

本町では、対象となる児童が少ないため、近隣市町に設置されている児童発達支援センターや事業所等を利用できる体制を確保しています。引き続き、対象児が発生した場合の協力を依頼し、必要な支援体制の確保に努めます。



# 障がい福祉に関する相談はこちらまで

障がいのある方やそのご家族等からの、暮らし、福祉、健康、仕事など、さまざまな相談に応じています。

久万高原町役場 保健福祉課 障害者相談支援センター

電話:0892-21-1111(内線143)

FAX:0892-21-2860

## 【こんな時、相談ください】

- どんな支援を受けられるか教えてほしい
- 福祉サービスはどんなものがあるの?
- 家族の障がいのこと、どこに相談したらいいのかわからない…
- これって虐待かもしれない…



## 町内の事業所一覧

(令和5年度末時点)

施設種別	設置者名	施設名	定員
共同生活援助	NPO法人 ぼっかぼか	あさひ(あさひ)	5人
		あさひ(ひまわり)	6人
	特定非営利活動法人 パステルくらぶ	パステルみんなの家	5人
短期入所	NPO法人 ぼっかぼか	短期入所事業所 あさひ	1人
	特定非営利活動法人 パステルくらぶ	短期入所 パステルみんなの家	2人
生活介護	NPO法人 ぼっかぼか	生活介護支援事業所	5人
	特定非営利活動法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	20人
就労継続支援B型	特定非営利活動法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	
		NPO法人 ぼっかぼか	あっぷるハウス久万
心身共同作業所	NPO法人 ぼっかぼか	ゆきどけ~ほっとスペース~	—
居宅介護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
居宅介護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
同行援護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
指定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
	NPO法人 ぼっかぼか	指定相談支援事業所ぼっかぼか	—

## 久万高原町第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画【概要版】



発行年月:令和6年3月 発行:久万高原町 保健福祉課

電話:0892-21-1111(代表) FAX:0892-21-2860

メール:hokenfukushi@kumakogen.jp

住所:〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212

